

(7月23日付疾病管理庁報道資料(仮訳))

首都圏の社会的距離の確保4段階を2週間延長

～(7月23日、新型コロナウイルス感染症-19 中央災難安全対策本部)～

～(前略)～

1. 首都圏の社会的距離の確保の調整案

□中央災難安全対策本部では、保健福祉部中央事故収拾本部(本部長:クワン・ドクチョル長官)から「首都圏の社会的距離の確保の調整案」について報告を受け、これを議論した。

<1>首都圏の距離の確保の段階調整案

□首都圏全体について、社会的距離の確保4段階を延長し、7月26日(月)0時から8月8日(日)24時までの2週間施行する。

○現在の感染の様相と防疫条件を考慮すると、首都圏の流行拡散速度は落ちているが、依然として一日千人前後で多くの患者が発生しており、減少に転じたとは評価することは困難な状況であり、首都圏の距離の確保4段階の体系を維持し、流行状況の観察が必要な状況だと判断される。

- 日常のいたる所で小規模な接触感染が起きており、流行の遮断のために4段階の趣旨に合わない危険度が高い集合的施設・イベント等に対する防疫を強化する。

- 4段階措置の延長により、日常生活に大きな不便をもたらさず結婚式・葬式の参加人数制限は調整する。

○今回の4段階措置を通じて、流行の増加傾向を減少に転じさせて、首都圏の1日平均の患者を3段階基準(500～1,000人未満)以内に安定化することが目標だ。

- ただし、2週間後も目標達成が難しい場合、危険施設の集合禁止、運営時間制限の強化等、強力な距離の確保の強化案を検討する計画だ。

□首都圏の距離の確保4段階とともに防疫強化案を並行して措置する。

○8月までは休暇を最大限延期するか、長距離旅行・移動を自制するように政府と自治体は共同で集中的な広報・キャンペーンを展開する。

○今まで、フットサル、野球等の競技構成のための「最小人数が必要なスポーツ競技」については私的な集まりの例外として適用してきたが、集まり・外出・移動を自制して社会的接触を最大限減らさなければならない4段階の趣旨に合わせて2週間は私的な集まりの例外を適用しない。

※ 防疫管理者がいる私設スポーツ営業場に該当

○シャワー室は室内体育施設でのみ運営が禁止されていたが、室外体育施設についてもシャワー室の運営を禁止する。

○これまで4段階の措置によってイベントは禁止するが、公務、企業の必須経営に必要なイベントは許可してきたが、様々な地域で多数の人が集合して感染が拡散されることを防止するための公務、企業の必須経営に該当しても宿泊を伴うイベントは禁止される。

※ ワークショップ、懇談会等の一回性のイベントが該当し、教育・訓練はイベントではないため該当なし

○百貨店等の大型流通店舗の出入名簿管理（安心コール・QRコード）義務化適用を積極的に検討する。

- これまで、大型流通店舗では持続的にマスク着用が可能であり、出入名簿の作成による出入口の混雑度を憂慮して出入名簿を義務化していなかったが、

- 他の施設との公平性の問題、感染者発生時の速やかな疫学調査等のため、出入名簿管理の義務化の適用等、大型流通店舗の防疫強化案を関連業界と議論し、検討している。

○展示会・博覧会の開催時、ブース内の常駐人材はPCR検査後に陰性確認者のみ出入りできるようにして、人数は制限（2人以内）し、予約制で運営する等、防疫ルールを強化する。

※ 展示会・博覧会は4段階で面積当たりの人数制限（6㎡当たり1人）を通じて運営を許容中

○「国際会議産業法」上、国際会議以外の学術イベントの場合、非対面で開催するが、非対面学術イベントの準備のための現場参加は最大49名（イベント進行人材及び従事者は除外）まで許容する。

※ 国際会議・学術イベントは4段階で座席を2席空けて適用することを許容中

※※ 国際会議産業法第2条第1号「国際会議」とは、相当数の外国人が参加する会議（セミナー・討論会・展示会等を含む）で、大統領令で定める種類と規模に該当するものをいう。

□ただし、首都圏4段階措置が延長されることにより、日常生活に大きな不便をきたす結婚式、葬式に対する参席制限は一部調整する。

○結婚式・葬式の場合、現在は親族のみ許容（最大49人まで）しているが、国民の日常生活の不便等を考慮し、親族に関係なく最大49人まで許容されている。

～（後略）～

（了）

<出典元URL>

http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=366572&contSeq=366572&board_id=&gubun=ALL#